

[平成15年 決算審査特別委員会(一般会計・特別会計)]-[12月12日-06号]-P.251

◆青山圭一 委員 私は、都市計画審議会に新たな委員を選任することについてはまちづくり局長に、都市計画道路の世田谷町田線については建設局長に、そして、犯罪被害者支援については市民局長、健康福祉局長、教育長、副市長に、それぞれ一問一答方式で伺いたいと思います。

まず初めに、都市計画審議会に新たな委員を選任することについて、まちづくり局長に伺います。まちづくりが複雑多様化している中であって、都市計画審議会の重要性はますます高まってまいります。このような状況の中で、より専門的な見地から、より建設的な議論が望まれるところであります。そこで、まちづくりに深くかかわる土地や建物の取引実例や土地利用の状況に関する豊富なデータを持ち、土地、建物の取引実務に明るい、宅地建物取引業協会の代表の方も、その経験と知識をまちづくりに反映させるために、審議会の委員として選任するべきであると考えます。私どもの会派としても、当局にこの点については求めてまいりましたが、現在どのようになっているのか、伺いたいと思います。以上です。

◎木下真 まちづくり局長 都市計画審議会の委員についての御質問でございますが、川崎市都市計画審議会条例によりまして、この審議会の委員は20名以内と定められております。また、委員の区分につきましては、学識経験のある者、市議会議員、関係行政機関又は神奈川県職員及び市民の4つが定められております。現在の審議会は、市議会議員の委員の方が1名減ったことによりまして、19名の委員をもって組織しております。新たに1名の委員を選任することが可能でございますが、川崎市附属機関等の委員公募実施指針により、公募により選任する委員の人数を全委員数の2割以上となるよう努める旨の定めがございますことから、現在、公募の委員をふやす方向で検討を進めております。

御質問の、宅地建物取引業協会を含め都市計画にかかわりを持つ分野からの委員選任につきましては、用途地域の全市見直しの場合や、都市計画の課題の解決を図る上で、土地、建物の取引事例から土地利用の具体的な実態を把握する必要がある場合などに、臨時委員としてお知恵を拝借することもあると考えております。なお、来年春に現委員の任期が満了いたしますので、この機会をとらえて対応をしてまいりたいとしております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。新たな委員は公募を行い、宅地建物取引業協会の方を含め都市計画にかかわりを持つ分野からの選任については、臨時委員としての任用があり得るとの答弁でありました。これからますます複雑多様化する社会情勢の中で、充実したまちづくりを推進するためには、ぜひ臨時ではなく正規の委員とすべきであると考えます。今まで都市計画審議会において全く発言の機会がこうした専門家になかったことを考えれば、臨時委員の道が開かれたことは一定の評価をしておりますけれども、現委員の任期が来年の春に切れるということでございますので、まず臨時委員として選任していただき、状況によっては常任の委員も視野に入れた取り組みをぜひお願いをしたいと思います。

次に、都市計画道路世田谷町田線について建設局長に伺います。平成14年度主要施策の

成果説明書7款建設費3項1目街路事業費の中の都市計画道路世田谷町田線についてであります。この都市計画道路世田谷町田線は、昭和28年9月に計画決定がされて以来、既に何と半世紀以上が経過をしております。これまでの本市の取り組み状況と今後の見通しについて、伺います。特に、多摩区内における状況については詳細にお示しをいただきたいと思います。

◎梶川敏雄 建設局長 都市計画道路世田谷町田線についての御質問でございますが、世田谷町田線は、多摩川にかかる多摩水道橋を起点とし、麻生区上麻生地内の町田市境に至る延長約8,900メートルの路線でございます。川崎市の北部地域を横断し、東京都狛江市と新百合丘新都心及び町田市を結ぶ本市のラダー型交通体系を担う都市軸幹線道路として、位置づけられている路線でございます。この路線の進捗状況でございますが、多摩警察署付近の延長約1,300メートルが完成しております。整備率は約15%となっております。

次に、多摩区内の世田谷町田線についてでございますが、現在、多摩水道橋交差点から登戸郵便局北側交差点までの延長820メートルの区間を事業中でございまして、平成14年度末現在の用地取得率は約80%でございます。

今後の計画でございますが、現在事業中の区間から麻生区境まで順次進めていく予定でございます。昨年度、根岸陸橋から三田団地入り口までの延長約630メートルの区間について、測量調査を実施したところでございます。この区間は、北側に傾斜地が続き、南側には五反田川が流れているという地形でございます。道路を築造する際には、接続する取りつけ道路との高低差処理など、構造的に解決しなければならない課題がございます。さらに、この先の三田団地入り口から生田駅前までの区間には商店街などがあり、その方々の生活再建を確保するなどの難しい課題もございます。しかしながら、現在事業中の区間の用地交渉を積極的に行うなど、早期完成に向けなお一層の努力を行うとともに、完成後には次の区間にスムーズに移行できるよう、課題の整理を進めてまいりたいと考えております。

次に、麻生区内の世田谷町田線についてでございますが、現在、新百合ヶ丘駅入口交差点から麻生警察署前交差点までの延長約401メートルの区間を事業中でございまして、この区間の平成14年度末現在の用地取得率は約43%でございます。さらに、麻生警察署前交差点から尻手黒川線と接続する延長1,322メートルの区間につきましては、平成12年度より事業に着手しております。平成14年度末現在の用地取得率は約12%となっております。

なお、今後の計画でございますが、現在事業中の区間から町田市境までの区間について、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。この都市計画道路世田谷町田線の整備状況は、半世紀以上にわたって、答弁によりますとわずか全体の15%ということであります。この進捗率ですと、完成には気が遠くなるような年月がかかるわけであります。事業がおくれている理由とその対策をどのように考えているのか、伺います。また、事業の完成目標をいつごろに考えているのか、伺いたいと思います。

◎梶川敏雄 建設局長 都市計画道路世田谷町田線についての御質問でございますが、本

市の都市計画道路は、計画延長約307キロメートルのうち、完成延長は平成14年度末現在で約181キロメートルでございます。御指摘の世田谷町田線につきましては、昭和28年に都市計画決定が行われた後、本市が政令市に移行された昭和47年に事業に着手してございまして、平成14年度末の整備率は、申しわけございません、大変低く約15%となっております。

これら都市計画道路事業が進捗しない理由でございますが、本市は、戦後の急激な首都圏の膨張によるスプロール化により、市街化区域が市域の約88%を占めることとなり、農地や山林の急激な宅地化とこれに伴う地権者の細分化、複雑化により、用地取得の長期化が進んだこと、さらに経済発展に伴うバブル期を頂点とする地価高騰により事業費が増大したことが事業を長期化させ、進捗に大きな影響を及ぼしたものと考えております。

都市計画道路の整備については、ただいま申し上げましたとおり、用地の取得が事業の進捗を大きく左右する面もございますので、こうした状況を少しでも解決するため、平成14年度に局内に収束路線担当を設置したところでございます。この部署は、一部の用地交渉が難航し、長期にわたり事業効果を発揮できないでいる箇所に対し、法的な手続も視野に入れ用地問題の解決を図るものでございまして、昨年度は、用地取得が難航していた箇所3カ所を解決したところでございます。今後もこの手法を活用し、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、世田谷町田線における、現在事業中の区間の完成目標についてでございますが、現在は3区間、事業延長計2,543メートルにおいて事業を行っているところでございます。この3区間が完成いたしますと、整備率は約40%になる予定でございまして、平成20年度完成を目標に事業を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この路線は本市のラダー型の幹線道路網に位置づけられている重要な幹線道路でございますので、厳しい財政状況等もございしますが、今後とも重点的、集中的に取り組み、早期整備が図られるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。残念ながら全体の完成目標年度については明確な時期は示されませんでした。しかし、現在の事業区間3カ所、事業延長2,543メートルについて、平成20年度を目標として整備をすとの答弁であり、この区間が完成すると全体の整備率はようやく40%ということでもあります。一部の区間ではありますが、目標年度が示されたのはある意味では大きな前進であると思います。また、平成14年度、局内に収束路線担当を設置し、3カ所を処理したとのことでもありますので、引き続きこちらの部署の活躍を期待したいと思います。さまざま難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、関係地権者にとって、本当に一体いつこの事業が完成するのか、生活設計もあるわけでありまして、商店街の関係の方も、50年たつてできないんだから、もうできないだろうと、こういう声も非常に多く聞くわけでありまして、ある程度の目標年度をぜひ示すこと、それがたとえできなかったとしても、結果として早期完成につながるわけでありまして、目標がないところにゴールはないというふうに思いますので、そういう観点で、ぜひ明確な完成年度を示して、事業推進に向けて取り組んでいただくことを申し上げておきます。以上です。

それでは最後に、犯罪被害者支援について伺いたいと思います。全国市議会旬報によりますと、我が国の犯罪件数は、平成10年以降5年間で1.4倍と急増した、平成14年中の刑法犯認知件数は全国で285万3,000件と、前年比で11万8,000件増加したということであります。しかし、検挙率は認知件数の20.8%にとどまり、治安の悪化が大変憂慮される状況にあります。中でも、来日外国人犯罪件数が増加、組織的窃盗や凶悪事犯の多発が深刻な状況にある、また、日本人の少年非行の凶悪化、粗暴化の状況も深刻であり、警察のみならず地域ぐるみの防犯への取り組みによる安全のまちづくりが急務であると、このように全国市議会旬報には書かれてありました。年々増加する犯罪を危惧し、犯罪防止のための治安対策の強化についての考えが急増しているわけであります。もちろん、犯罪を未然に防ぐにこしたことはないわけでありませうけれども、不幸にして犯罪に遭遇された場合、行政としての支援体制を整える必要があるというふうに考えます。犯罪被害者に対する支援体制について伺います。

まず初めに市民局長に、本市における犯罪被害者の状況について伺います。次に、本市における犯罪被害者についてどのような対応がされているのか、伺います。また、行政機関における被害者への適切な対応も、二次被害を防ぐ上で考えておかななくてはならない課題であります。例えば、犯罪被害者が死亡した場合、遺族は死亡届、火葬許可、遺族年金など、行政手続の際、それぞれの窓口で被害について逐一説明をしなくてはならず、縦割行政の中で、さらに精神的負担を強いられることが少なくないようであります。このような現状を考え、本市において犯罪被害者のための総合支援窓口の設置をすべきと考えます。既に東京都国立市・稲城市ではこうした機能を担う窓口を設置しているようであります。見解を伺いたいと思います。

次に、本市と警察との連携について伺います。被害者支援は行政・自治体と警察、病院等が、それぞれの立場で行い得る対応を進めていくことはもちろんであります。各機関が連携、ネットワークを組んで取り組んでいくことも必要であります。定期的に綿密な情報交換、連絡体制を構築していくことが必要であります。しかし、現実にはこうした連携が余り行われていない。特に、自治体と警察との連携がまだまだ不十分であるとの意見を、犯罪被害者を支援する会の関係の方々から伺いました。そこで、本市と警察との連携についてはどのようになっているのか、市民局長に伺います。

◎大木稔 市民局長 犯罪被害者支援についての御質問でございますが、初めに、犯罪被害者状況についてでございますが、神奈川県警察本部によりますと、平成14年中の刑法犯認知件数は県内では約19万件、川崎市内では約3万件となっております。

次に、被害者支援についてでございますが、県警察本部では性犯罪被害110番、神奈川ヤング・ビクティム・サポートコーナーなど、事案に応じた相談窓口を設置し、被害者やその遺族の方への支援活動を実施しており、平成14年中は1,558件の支援活動を実施していると伺っております。本市におきましては、必ずしも犯罪に起因するものとは限りませんが、ハロー・ウィメンズ110番、ヤングテレホンを初めさまざまな相談窓口を設置し、各種事案に応じた相談業務を実施しているところでございます。その内容といたしましては、相談者の方が求めている状況を十分に把握し、不安を和らげながら、専門的な機関を御案内しているところでございます。

次に、被害者支援の総合窓口の設置についてでございますが、神奈川県では、関係行政機関、民間団体等による連携や相互協力により、被害者の方への支援活動を推進するため、平成10年12月に、神奈川県被害者支援連絡協議会が設立され、本市は児童相談所、総合教育センター及び男女共同参画センターが協議会の会員として、被害者支援に関する情報交換・相互協力、調査・研究・研修、広報・啓発などの活動を行っているところでございます。したがって、この協議会の中でより一層情報交換を図るとともに、先進自治体の状況把握に努め、御指摘の被害者支援総合窓口の設置を含めまして、本市における被害者支援のあり方について、関係局と慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、安全で安心なまちづくりを推進していくためには、地域の住民組織を初め各警察署や各防犯関係組織と行政とが連携するとともに、本市の関係機関も連携し、総合的に取り組んでいくことが極めて大切なことと考えております。これまでもさまざまな相談業務を実施している中で、必要に応じて警察などとの連携を図り、事案の解決に努めてきたところでございます。今後は、神奈川県被害者支援連絡協議会において、警察との情報交換や相互協力をさらに強化するとともに、あわせて、本市の各相談関係機関と各警察署との日常的な連携体制について協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 答弁では、神奈川県で、刑法犯の犯罪認知の件数が平成14年約19万件、川崎市内では約3万件とのことであります。大変に多い数であるというふうに思います。総合支援窓口の設置については、設置を含めて慎重に検討ということであります。市内における刑法犯罪認知件数の数を考えても、早期の設置が必要と考えます。取り組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

実はこの質問をするに当たっても、どこの局が担当するんだということで、質問をするときから担当がわからないと、こういう状況もあったわけでございますので、なおさら犯罪に遭われた方については総合窓口というのが本当に必要ではないか、そのように思いました。

それでは、続きまして健康福祉局長に、支援金制度の創設及び医療機関向け犯罪被害者支援マニュアルの作成について、そして、続いて教育長にも伺いたいと思います。支援金支給については、一義的には国が行うべきと考えますが、現状をかんがみますと、犯罪被害者等給付金支給法は改正されたものの、依然その対象、金額は限られております。民事訴訟を起こして、損害賠償を請求することもできるわけではありますが、加害者に資力がない場合が多く、被害者は結果として泣き寝入りをしなくてはならないことが多々あるようであります。このような被害者にとって、医療費の負担のみならず生活費にも困窮をする事態が生じております。このような被害者を救済していくためにも、国に支援の充実を働きかけていただきたいことと、あわせて、市独自の経済支援制度の創設をぜひとも検討していただきたいと思います。具体的には、医療費の助成、生活費の支援、そして見舞金の支給などが挙げられます。見解を伺いたいと思います。

また、医療機関向けの犯罪被害者支援マニュアルの作成についてですが、医療機関は、一般的事件・事故に遭った被害者やその家族が最初に訪れる可能性の高い場所であり、医師や医療関係者の言動や処置には細心の注意を払う必要があります。そこで、さまざまな事例を網羅し、かつ基本的な事項について認識を共有できる医療機関向けのマニュアルの

作成が必要であると考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、教育長に伺います。被害者支援の問題について、近年ようやく関心が持たれてきて、その対応について注意が注がれつつありますが、まだまだ十分とは言えないと思います。興味本位なマスコミの報道による二次被害の問題、また、日本社会の中に、ある意味で神話的な被害者観もあるのではないかというふうに考えます。前者については、行き過ぎたマスコミの報道自体に問題があることは当然のことですが、それを求める視聴者の側にも責任がないとは言えません。また、後者には、例えばある犯罪が起こったとき、殺人事件では、「殺された側にも問題があり、殺す側にもそれなりの理由があったのでは」といったことや、女性が被害者となる事件については、「一人でそのようなところに行くからいけないんだ」と、このような被害者に対して批判的な言葉が使われることが多々あります。このような犯罪被害者をめぐる状況を改善していくことは、他の人権問題と同じく一朝一夕にできることではなく、将来を見据えて、子どものころから教育をしていくことが必要であると考えます。

そこで、学校教育の中で犯罪被害者等の人権について考える時間を持つべきと考えますが、教育長の見解を伺います。以上です。

◎石野厚 健康福祉局長 犯罪被害者への支援についての御質問でございますが、初めに、犯罪被害者への見舞金等についてでございますが、御案内のように、国に犯罪被害給付制度がございまして、被害者本人への障害給付金や遺族への給付金等を支給しているところでございます。しかしながら、犯罪行為による負傷や疾病に対する医療費や、収入の減少に対する補償はなされないため、被害者やその家族に多大な経済的負担がかかる場合があると認識しております。こうした課題につきましては、一義的には国の責任において対応すべきものであると考え、本市独自で制度を立ち上げることは大変困難なものであると考えておりますので、他都市の対応も参考にしながら、大都市の関係者会議などで議論してまいりたいと存じます。

次に、対応マニュアルについてでございますが、例えば、犯罪被害や災害など突然の衝撃的出来事を経験することによって生じます外傷後ストレス傷害、いわゆるPTSDは、通常の治療と比べて細やかな配慮が必要とされているところであり、これに対応するマニュアルが策定されていると伺っております。御質問のような犯罪被害者を対象とする医療機関向けの対応マニュアルにつきましては、広域的な社会問題としての新しい医療の課題でもあり、国レベルでの動向にも注視しながら、関係機関との協議も必要となりますので、今後研究してまいりたいと存じます。以上でございます。

◎河野和子 教育長 学校教育の中で、犯罪被害者等の人権を考える時間を持つことについての御質問でございますが、犯罪被害者等の人権につきましては、川崎市人権施策推進指針の中で、さまざまな人権課題の一つとして位置づけられており、重要な課題であると認識しております。本市の学校教育におきましては、人権尊重教育を基盤に、あらゆる人々と、ともに生きるという観点から、教育活動に取り組んでいるところでございます。市内では子どもを犯罪被害により亡くされた関係者を中心に、命の大切さや、家族の思いを直接子どもたちに伝える活動が始まっておりまして、犯罪等で命を奪われた人々の写真や遺

品を展示した「生命のメッセージ展」を昨年開催いたしました。この方々が、小学校や中学校でも、子どもたちや教職員、保護者にお話をされていると伺っております。

教育委員会といたしましては、教職員が犯罪被害者をめぐる状況を理解できるよう研修に努めるとともに、子どもたちがあらゆる人々の人権を大切に思うことができますよう、道徳、学級活動を通じた人権尊重教育の一層の取り組みを各学校に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。それぞれ取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは副市長に、犯罪被害者支援条例の制定に関する考え及びこれまでの議論を踏まえた犯罪被害者支援について、所見を伺ひたいと思ひます。

本市の犯罪被害者に対する基本的な姿勢を示す意味で、被害者支援条例の制定を求めたいと思ひます。国連被害者人権宣言、1985年に制定されたものには、被害者の回復のために、加害者と国、コミュニティは、その被害回復に責任を持つ、とされております。被害者たちは、法的にも社会通念の中でも、忘れられた存在として位置づけられた経緯があり、そのことを反省し、認識を新たにするためにも、ここ川崎においても被害者支援条例を制定する意義があるというふうに思ひます。全国的にも30程度の自治体が条例を制定しており、つい先日、都道府県で初めて宮城県で被害者支援条例が制定されたようであります。被害者支援条例制定についての副市長の見解を伺ひます。

また、先ほどからの議論でも明らかなように、この問題は各局にわたる問題でありますので、副市長を中心として内部の連絡体制を整備するなど、検討委員会の設置を求めたいと思ひます。これまでの各局との議論も踏まえて、犯罪被害者支援に対する副市長の所見もあわせて伺ひます。以上です。

◎東山芳孝 副市長 犯罪被害者支援についてのお尋ねでございますけれども、被害者への支援につきましては、被害者の方の立場に立ちまして、被害者の方のニーズに的確に対応し、何を望んでられるのか、また何が必要なのかなどを念頭に置きながら進めまして、被害者の方の精神的負担が軽減され、一日も早く自立した日常生活が送れるように、きめ細やかな支援を行っていくことは重要なことと認識しております。したがって、神奈川県被害者支援連絡協議会を通して、県や他都市ともこれまで以上に情報交換をいたしますとともに、先進自治体の状況も把握しながら、御指摘の点も含めまして、総合的な観点から、本市における犯罪被害者支援のあり方について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 よろしくお願ひします。終わります。